

## 平成 24 年度 第 1 回可児市景観審議会議事録

- 1 開催日 平成 24 年 5 月 29 日 (火)      開会時間 午後 2 時  
閉会時間 午後 4 時
- 2 開催場所 庁舎 5 階第 1 委員会室
- 3 出席委員 景観審議会委員      松本 直司 (会長)  
亀井 栄治 (副会長)  
伊藤 栄一 (副会長)  
原 俊則  
奥村 幸生  
加藤 礼子  
奥村 尚  
若尾 宗徳  
秋松 克美  
稲垣 和美  
岩田 健司  
入江 鐵夫
- 4 事務局 建設部長      山本 富義  
都市計画課長      杉山 修  
都市計画課 都市政策係長      溝口 英人  
都市計画課 主任主査      金沢 貴
- 5 会議内容 議事  
諮問第 1 号 元久々利地区の景観形成重点地区指定について  
報告第 1 号 可児市景観条例の改正等について  
報告第 2 号 平成 23 年度景観まちづくり施策の取組状況について

<p>6 会議の詳細</p> <p>課長 杉山 (以下「課長」)</p> <p>A 委員</p> <p>松本会長 (以下「会長」)</p> <p>一同</p> <p>課長</p> <p>会長</p> <p>両委員</p> <p>会長</p>	<p>次のとおり。</p> <p>(開会を宣言) 富田市長、林委員、澤野委員、可児委員は欠席。 (事務局の紹介) 議事録は発言者を明記する形でいいか。</p> <p>A、B 委員としてほしい。</p> <p>A、B 委員とすることでよろしいか。</p> <p>(了承)</p> <p>氏名を明記しない形で議事録を作成する。</p> <p>挨拶。議事に先立って議事録の署名者を指名したい。奥村尚委員と稲垣委員にお願いしたい。</p> <p>(了承)</p> <p>本日は、「諮問第 1 号 元久々利地区の景観形成重点地区指定について」、「報告第 1 号 諮問第 1 号に伴う条例の修正案について」、「報告第 2 号 景観まちづくり施策の取組状況について」の議事を進めていきたい。諮問第 1 号と報告第 1 号について事務局から説明を。</p>
<p>諮問第 1 号、報告第 1 号 議事</p>	
<p>係長 溝口 (以下「係長」)</p>	<p>(諮問第 1 号について説明) 久々利地区は、国交省のお金を使って整備し、平成 3 年から 10 年間まちづくり協定があった。その後はルールがなかったが、17 年くらいに地元からルール作りをしたいという話が出た。21 年度にまちづくり準備委員会を発足し、打ち合わせや視察、まち歩き、ふれあいウォーキング、竹あかり、久々利城址植生調査を行ってきた。 エリア内の地権者全員から意見聴取し、今年 2 月 15 日に説明会を</p>

	<p>開いた。これまでの都市計画法による地区計画のように7割の合意を目標としていたが、地権者約280人のうち、98パーセントから合意を得た。反対意見が4件あったが、地元が調整を望んだので4件の反対者に対して必要に応じて説明を行い、計画を一部変更しながら調整してきた。</p> <p>(報告第1号について説明)</p> <p>条例は6月議会に上程する案件だ。</p>
<p>会長</p>	<p>条例改正については、景観法が変わったことに合わせるということ、建築部分について分かりやすくすること、重点地区ができるので、それについて詳しい内容を加えたということの3点。これからは市議会で決定される。計画書について意見を伺いたい。</p>
<p>B委員</p>	<p>3ページに祭事主要道路という言葉が出てくるが、あらかじめ定義しておく必要がある。</p>
<p>A委員</p>	<p>この計画というのは、法的拘束力、強制力はないのか。</p>
<p>課長</p>	<p>強制力を持たせる部分は、景観法の中にある。虚偽の届出をすとか、特定建設物などを建てる時に届出がないときに改善命令を出して従わない場合は罰則をかけることがある。それ以外は景観法も条例も罰則規定はない。あくまで名前を公表できるとか、要請できるとか、景観法の趣旨に則ってみんなで景観を形成していくというのが法の趣旨だ。罰則は先ほど申し上げた2つに列挙されている。</p>
<p>会長</p>	<p>条例の中で実施については罰則がないという解釈でいいか。やってくれということは多少言われると思うが。</p>
<p>課長</p>	<p>まず地元事前に確認してもらってから、我々が確認をさせてもらうという流れの中で、地元の方に目を光らせてもらう。</p>
<p>会長</p>	<p>まちづくり委員会でチェックするというのが10ページの役割分担に書いてあったが、こういうところでいろいろ話し合ってもらって住民同士で納得いけばだいたいOKだと。</p>

課長	強制ではなくて協同をしていただくという位置づけだ。
A 委員	山や田んぼの真ん中に案内看板があると見苦しい。法的強制力がある特定用途制限地域など、もう少し法的強制力のあるものに取り組んだらどうか。
会長	だんだん醸成してくると地元が法的拘束力を望むようになる。
A 委員	90 何パーセントの賛同を得られるなら、すぐにできると思う。
係長	特定用途や地区計画など都市計画法に基づくもっと厳しい規制はある。準備委員会で話を聞くと、子や孫に久々利にずっと住んでもらいたいという気持ち強い。あまり厳しくしたことによって、次の世代が住んでもらえないのはまずいと言われる。規制の中にも自由度を持たせたいという話があった。
A 委員	この活動は、地元から自然発生的に出てきたのか、行政側から誘ったのかどちらか。
係長	平成 3 年から 10 年間、協定書に基づいてまちづくりを行っていたが、協定が切れた後も街並みは保全されていた。皆さんから相談を受け、景観形成重点地区がいいということになった。
会長	計画書は定まったら変えられないものではない。運用してもっと緩くとかもっと規制するとか出てくる。 祭事主要道路沿道区域については、もう少し説明があった方がいい。ここの区域には祭りという非常に重要なものがあり、祭りが行われる主要道路を祭事主要道路沿道区域とするという定義を入れてもらう方向でどうか。
係長	地元にも説明して決めさせてもらいたい。
C 委員	計画書の 10 ページは、単にまちづくり活動というようなタイトルにするのではなくて、良好な景観形成を目指してのまちづくり活動としてはどうか。景観をこれから作っていくためにこういう活動を

	<p>行っていくような書き方をされるといいと感じた。</p>
会長	<p>景観によるまちづくり活動、景観のためのまちづくり活動という意味がちょっと薄く思われてしまう。これも少し直せばいい。</p>
係長	<p>景観という言い方がすごく範囲が広い。目指しているものを表現させてもらうということで変えたいと思う。</p>
C 委員	<p>規制は当然必要だが、それだけではないということを強調していった方がいい。</p>
会長	<p>規制というと価値が下がると思われる場合がある。逆に言えば投資もされるので質が高くなり、まちに価値が出てくる。それを保つために、景観計画が働いてくるといい方向に向かっていくと思う。規制をマイナスにせず、前向きにとらえて地元の方の理解を得て、まちづくり委員会が主になって動いてくるとうまくいくと思う。</p>
D 委員	<p>規制だけを取り上げると保身に回ってしまう。むしろソフト面もハード面も経済的な価値も増し、大きな財産となることを工夫して表現したらいいと思う。</p>
会長	<p>地元の説明でも規制の意見をもらっているが、デメリットばかり強調されてしまう。次の世代によりいいものを伝えていくという観点を持てると皆さん賛成してくれる。協定は平成 11 年に切れているが、10 年くらい経ってから順守状況を調べたら、ほとんど守られている。こういった基準ができると非常に守りやすくなる。</p>
E 委員	<p>昔の建物をそのまま残すなら分かるが、最近できたものを改修するのに規制するのはあまり関係ないと思う。280 軒のうちどれだけ歴史的な建物があるのか。</p>
係長	<p>古い部分と新しい部分が入り組んでおり、把握しきれていない。守るものが何かという定義は大事だが、制定に向けて地元でアンケートをとったところ、30 代くらいの方が和風に対する抵抗があるようだ。5 ページに現代的な和風イメージがある。色合いや素材などは</p>

	<p>所有者の考え方もあり、自由度を持たせたいという地元の方の意見があったので、このような表現をしている。</p>
<p>会長</p>	<p>建物の外観調査を昨年か一昨年に行った。江戸時代の武家屋敷が残っているが、だいぶ改築されているようだ。他にも江戸時代の建物が2、3軒あるようだ。ただ、昭和のものでもまちなみの様がしっくりしている。落ち着いた雰囲気緑が多く、皆さんの生活が滲み出た感じがある。建物は更新されても、そこに流れる精神はあり、急激に変えるのはいかなものか。現在の形は過去と未来をつなぐものであり、この地域を重点地域にするのは正しいと思う。</p>
<p>C 委員</p>	<p>本当に守っていくなら、伝統的建造物保存地区のような形になるだろうが、そこまでのものは恐らくない。何も基準を作らないとなくなっていく可能性もあると思う。社会的に評価される実態を作っていくたい。重点地区にして評価をしていくのも大事なことだと思う。その中で地域の人たちの思いが醸成されていって、さらにブラッシュアップされた街並みが作られる方向にどう持っていくかだ。</p>
<p>E 委員</p>	<p>まちづくりの面からも重点地区に主眼を置いていくのはよく分かった。建物ではなく、そこに脈々と流れているつながりや歴史的なもの、故郷の良さを対外的にアナウンスしていけるようなまちづくり活動を行い、市もバックアップをしていくべきだと思う。</p>
<p>会長</p>	<p>これをきっかけに建造物だけでなく、そこに残っている知恵を顕在化していくこと、高齢者の中にある昔の思い出を掘り起こして、新たな久々利の方向を決めていくのもある。まちづくり委員会と市と我々が協力し、まちづくりを進めていけたらいいと思う。</p>
<p>C 委員</p>	<p>景観の視点で議論しているが、景観は一つの表れでしかない。市の政策としてどうまちづくりに取り組むか。結果として景観の中に表れてくるようにしてもらえたらいい。</p>
<p>D 委員</p>	<p>既存のものも規制されるのか。念頭に置いて維持管理してもらいたいということか。</p>

係長	既存のものについては指導しない。ただし、改築するときにはルールに基づいて作ってもらうことになる。
会長	若い人たちが新しい形の建物に住みたいという話があったが、外観よりは中の状況だ。現代風な生活ができれば外観についての要望はそれほどないと思う。色については無頓着な人が多い。ほとんどの場合は地元の人がこうしてほしいという守れることだと思う。
D 委員	市も何かのセクションで景観重点地区に相応しいアドバイスができるような相談窓口があるといい。
係長	2 ヶ月に 1 回、定期で景観相談を開いており、松本会長、亀井副会長、伊藤副会長に景観アドバイザーになってもらっている。メールで相談することもできる。もう少し PR をしたい。
会長	もう少し宣伝をして、来やすいようにするということは大事だ。まちづくり委員会で問題になりそうなものについて、我々が相談を受ける形式になると思う。
A 委員	計画書はどのようなときに利用するのか。
係長	ガイドラインになる。
A 委員	これは地域住民の意見を集約したものか、行政から発信したものか。市役所の発行になっており、地域住民からの発信ではない。
会長	都市計画課が作ったということだが、住民の意見が見えない。最後のところに審議会のメンバーが入ってもいいと思う。
A 委員	私は地区の住民だと思う。
会長	可児市だけに責任を負わせるのではなく、地区住民と関わった人を入れていくことが重要だ。あるいはまちづくり協議会や審議会の委員ということが必要かと思う。

係長	計画書は地元が練って作られたものだ。連名で書くなど工夫したい。
会長	これに関わった人たちでもいいと思う。作成に至った経緯や関わった人たちが記録できればいいと思う。
B 委員	自分たちのまちづくりを進めるにあたっての基本的な計画なので、地元の人がトップで、後は関わった人の連名でいいと思う。
C 委員	住民が中心になって作られたことが表現されていけばいいと思う。どこかに経緯や計画策定に当たって最も大事なことだったということが、計画を見た人が分かるようにされればいいと思う。
F 委員	まちづくりテーマが「心地良い暮らしと歴史・文化が感じられるまち 元久々利」だが、歴史・文化がどう具現化されているか。今までの活動ではあまり感じられない。泳宮のほかにも庭園を一般に公開するとか、昔の窯跡を再現するとか、久々利に関わる歴史や文化が感じられるまちづくりがあってもいいと思う。
会長	歴史は文化財だけではないという捉え方もある。人々の心に残っている精神のようなもの。庭園は調査をやっている段階ではないか。
係長	久々利城に関しては地元の思いが結構ある。今は荒れ放題になっており、皆さんが入れるように植生調査を行った。整備活動も始めている。街中は個人所有なので難しいかもしれない。今後は活動が発展していくと理解してほしい。
会長	この地域を重点地域として答申するというところでよろしいか。
一同	(賛同)
会長	この地域を指定するというごことをお願いしたい。次に第 2 号議案について事務局から説明をお願いしたい。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">報告第 2 号 議事</div>	

事務局 金沢	(景観まちづくりの取組み状況について説明)
会長	いろいろまちづくり活動をしていると思う。より活発にしていければいいと思う。
E 委員	可児市は 360 度稜線に囲まれており、立体感が生まれ安らぎがあって心地いい。歴史的なものや素晴らしい建物よりも、自然と地産、地消だ。産業がないと歴史も文化も成り立っていかない。可児市の景観を良くしていくうえで私はいつもこの二つを考えている。
会長	大変きれいな稜線に囲まれている。その辺りを配慮していきたいし、経済活動がないところに豊かさはないと思う。地産、地消も前提条件としてあると思う。
G 委員	久々利に関してはいい街並みだと思うので、それを残していきたいと思う。
H 委員	景観重要樹木の指定について指定するのは大変難しいと思う。これだけの文章ではたしてどれだけ指定できるか。
I 委員	まちづくりや地域の青少年育成などで子どもたちのウオークラリーなどを行っている。
J 委員	緑化の補助金制度をもっとアピールして、市民の皆さんに利用してもらいながら、景観向上につなげていけるといいと思う。稜線の話も出たが、稜線と田んぼの農村風景も将来、子どもたちに伝えていきたい景観だと思う。
K 委員	景観重要樹木の指定は結構、難しいと思った。こういったもので市民に関心を持ってもらえるといいと思う。
会長	前向きな意見がたくさんあった。指定によってマイナスにならないよう価値を上げていきたい。地元の方にも意識してもらい、施策を練ることもある。広報活動もあると思う。今後うまくいくように進めていってほしい。以上で本日の議題の審議は終了する。

係長	(事務連絡を行った)
会長	これで議事を閉じたい。司会進行を事務局にお願いしたい。
課長	広報活動については今後とも強力に推し進めていく。7月1日号の広報にも元久々利の指定について掲載をさせてもらおう。緑化は、もう少し力を入れて皆さんにお知らせをしていきたい。 (閉会を宣言)